

## 電子入札の実施について

### 1 基本方針における位置付け

「入札等制度改革に係る基本方針」(平成18年12月28日福島県行財政改革推進本部)において、電子入札制度については、「談合等の事前調整が困難になるとともに、県においても入札締切日まで入札参加者が特定されないため外部からの働きかけを排除でき、さらには、業者及び県における事務負担の軽減につながることから、これらの制度を導入する。」こととされている。

### 2 電子入札の実施方法

電子入札の実施方法は、民間事業者が運用する電子入札システム((財)日本建設情報総合センター(JACIC)が開発した電子入札コアシステムを採用)を、県がインターネットを通じて利用し、使用料を支払う方式(ASP方式)を採用している。

#### ASP方式のメリット

短期間で導入が可能であること。

対象案件が多くない場合は、自己開発及び共同利用の場合と比べ経費負担を軽減できること。

#### 電子入札コアシステム

電子入札コアシステムとは、国土交通省が策定した「CALS/EC地方展開アクションプログラム」の趣旨に則り、公共発注機関での円滑な電子入札システムの導入を支援するため、複数の公共発注機関に適用可能な汎用性の高い電子入札システム。

### 3 電子入札の対象

平成19年度は、条件付一般競争入札等で2月以降に公告する案件のうち、工事は予定価格が1億円以上の案件、物品は予定価格が160万円以上の案件で試行する。

平成20年度は、その対象に測量等の委託を加え、次の内容に拡大する予定である。

- ・ 工事：5千万円以上の案件から抽出(総合評価方式を除く。1億円から段階的に引き下げる。農林水産部・土木部対象)
- ・ 測量等の委託：5百万円以上の案件から抽出(農林水産部・土木部対象)
- ・ 物品：160万円以上の案件から抽出